

公募説明書

1 公募の趣旨

河川管理者である茨城県が定める箇所の土砂（砂利等）を掘削し採取すること（以下「公募型河川砂利等採取」という。）を希望する者（以下「採取希望者」という。）を公募します。

2 採取希望者の資格

採取希望者の資格は、令和 5 年 10 月 1 日現在で、以下の条件を全て満たす者であること。

- (1) 砂利採取に関する自主規制を確立することを目的として中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 27 条の 2 の規定に基づいて設立され、かつ健全であると茨城県知事が認めた協同組合であること。
- (2) 茨城県砂利採取計画の認可に関する要項の第 3 項の確認書を取り交わしていること。
ただし、採取希望者を構成する事業者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。
 - 1) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 3 条に規定する砂利採取業の茨城県知事登録を受けていること、又は公募期間中に砂利採取業の茨城県知事登録を受ける見込みがあること。
 - 2) 砂利等の採取に当たっては、砂利採取業務主任者が砂利採取法第 14 条の規定による災害の防止に関する職務が行えるよう、常に現場を監督できる体制を執ること。
 - 3) 河川又は砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者に該当しないこと。
 - 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始の申立てがなされている者（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（再生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争参加資格の再認定をした者を除く。）
 - 5) 次に掲げる法人等でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。
 - ② 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していないものの統制の下にある法人等。
 - ③ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含む法人等。
- (3) 本公募（申請受付）期間において、10(5)に規定する措置を受けている者でないこと。

3 採取希望者の申込手続

採取希望者は、以下の書類を茨城県常陸大宮土木事務所長に提出するものとする。

- (1) 採取申込書（様式第 1 号）
- (2) 採取計画書（様式第 2-1 号）
- (3) 公募対象者の資格を証する 2 の(1)に関する登記簿の写し。
- (4) 公募対象者の資格を証する 2 の(2)に関する誓約書（様式 2-2 号）。

4 本公募に関する質問

採取希望者は、本公募に関して不明な点が生じた場合は次により質問することができる。ただし、質問の受付は令和 5 年 11 月 20 日（月）午後 5 時までとする。

(1) 電話の場合

問合せ先：茨城県常陸大宮土木事務所
河川整備課 電話：0295-52-3157

(2) 書面の場合（様式は任意）

茨城県常陸大宮土木事務所 河川整備課へ持参、郵送又は F A X
F A X による場合は、F A X 送信後に電話にて受理の確認を行うものとする。
所在地 常陸大宮市野中町 3083-2 〒319-2255
F A X：0295-53-4904

(3) 電子メールの場合（様式は任意）

茨城県常陸大宮土木事務所 河川整備課メール
メールアドレス：miyado06@pref.ibaraki.lg.jp

5 提出書類に対する審査

- (1) 茨城県常陸大宮土木事務所長は、採取希望者が提出した書類の内容を審査し、適否を判断した上で採取許可予定者を決定するものとする。
- (2) 提出された書類について不明な点が生じた場合には、必要に応じ、事務所によるヒアリングを実施するものとする。

6 採取許可予定者の決定及び通知

- (1) 採取許可予定者の決定通知は、様式第 3-1 号、3-2 号及び 3-3 号のいずれかにて全ての申込者に通知するものとする。
なお、採取許可予定者名は決定後、茨城県常陸大宮土木事務所のホームページで公表する。
- (2) 複数の申込があり、審査の結果、複数者が採取許可予定者となった場合は、他の採取許可予定者と協議会を設立して、各々が採取許認可の申請をし、共同で採取を行わなければならない。
- (3) 採取許可予定者は、辞退することができる。辞退する場合は、その理由を記した文書（様式は任意）を決定日の翌日から 5 日（土日、祭日は含まない）以内に茨城県常陸大宮土木事務所長に提出すること。

7 土砂の採取許認可申請

- (1) 採取許可予定者に決定した者は、河川法第 20 条「河川管理者以外の者の施行する工事

等の承認」及び同法第 25 条「土石等の採取の許可」の規定による許可の申請手続、砂利採取法第 16 条の規定に基づく「採取計画の認可」の申請手続を速やかに行うこととする。

なお、複数の採取許可予定者が決定された場合は、協議会等で決定した各組合の採取量及び採取方法を記して各々が申請手続を行うこととする。

(2) 申請書の提出は、茨城県常陸大宮土木事務所長に行うものとする。

(3) 砂利採取法第 16 条の規定に基づく「採取計画の認可」の申請手続に係る手数料については、茨城県手数料条例（平成 12 年 3 月 28 日茨城県条例第 38 号）第 2 条第 1 項 別表 1 に定める額とする。

(4) 当該許認可申請以降の事務手続については、「茨城県砂利採取計画の認可に関する要項」、「砂利採取法運営要領」及び「河川法・採石法・砂利採取法関係事務」に係る法令等に準じ適正に行うものとする。

8 掘削及び採取量の決定

掘削（採取）量の決定は、河川法第 20 条及び同法第 25 条の許可、砂利採取法第 16 条の認可をもって決定する。

なお、許認可の申請に当たっては、公募型河川砂利等採取が河川内において行われることから、次の点に留意すること。

- ・土砂採取の範囲は、公告に定める公募箇所において、河川管理者が定める範囲（採取許可予定者に決定した者へ別途提供する縦断図、横断図を参照）であること。
- ・公募型河川砂利等採取は、河川管理者が特に指示する場合を除き、採取場所における埋戻しは原則発生しないものであること。
- ・河川内の掘削等の安定勾配は、1：2 以上とすること。

9 土砂の採取許可等にあたって附される主要な条件

(1) 土砂に混入する産業廃棄物、一般廃棄物及び塵芥等の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくほか、建設廃棄物処理指針及び建設副産物適正処理推進要綱に準拠し、採取予定者の費用において適正に処理すること。

なお、掘削場所から多量の廃棄物が発見された場合は、河川管理者へ報告の上、協議することとする。

(2) 採取期間中は、見やすい場所に河川管理者の定める標識を設置するものとする。

(3) 運搬路は、河川管理者が設置し、その後については河川管理上の支障が生じないように適正に保つものとする。

(4) 採取等に伴う一般住民や工事関係者等の危険を防止するため必要な措置を講じるものとする。また、出水の恐れがあるときは、機械設備等を流出させないように堤内地への搬出、係留等必要な措置を講じること。

(5) 採取に際し、他の河川管理施設等に影響を及ぼした場合は、原状回復を速やかに行うものとする。また、第三者に損害を与えた場合は、採取者が速やかに解決に当たること。

(6) 掘削積込み機械及び土砂等の搬入出のために、河川区域内に設置した運搬路は、工事完了後、原則撤去することとする。ただし、河川管理者と協議の上、治水及び維持管理上問題が無いと判断した区間については存置できるが、その帰属は河川管理者のものとする。

(7) 砂利等を運搬する車両には、さし柵装着車等の不法改造車を使用しないこととし、積載物

の落下防止措置を行うこと。

- (8) 採取許認可を受けた者が、採取した砂利等を別の者に洗浄させる場合には、別の者においても、砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第16条に規定する採取計画の認可が必要となるので注意するものとする。
- (9) 河川法第20条及び同法第25条の許可、砂利採取法第16条に定める採取計画の認可の際に、別途条件を附す場合もある。

10 その他

- (1) 採取申込書及び採取許認可に係る申請書類(添付書類を含む。)の作成及び提出に要する諸費用は、提出者の負担とするものとする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降の採取申込書及び採取計画書の提出及び訂正は認めない。ただし、茨城県常陸大宮土木事務所長の指示による場合はこの限りではない。
- (4) 採取の着手前と完了時には、茨城県常陸大宮土木事務所長の立会検査を受けるものとする。
- (5) 関係法令で定める罰則規定に該当する場合には定められた措置を受けるほか、重大な過失等(虚偽記載及び過失による粗雑工事、安全管理措置の不適切により生じる公衆損害や工事関係者の事故など)があると河川管理者が認める場合、茨城県が定める期間に公募される公募型河川砂利等採取へ参加する資格を失う措置を受けるものとする。
- (6) 不測の事態や疑義が生じた場合には、河川管理者と協議を行うこと。